堺障サ第１７１７号
令和５年９月２９日

指定障害福祉サービス事業者等 代表者　様

堺市長　永藤　英機
（公印省略）

令和５年度　指定障害福祉サービス事業者等集団指導及び
業務管理体制に係る一般検査の実施について（通知）

平素は、本市障害福祉行政の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和５年度の指定障害福祉サービス事業者等集団指導につきましては、昨年度と同じく、書面形式による開催（資料による自学及び自己点検シート等の提出）とします。今一度、事業所の運営を見つめ直す機会として、自己点検に取り組んでいただければと思います。

自己点検シートの作成等については、「令和５年度　指定障害福祉サービス事業者等集団指導資料」をよく読んで回答してください。なお、資料及び提出書類については、下記ウェブページ内でダウンロードしていただけます。

また、指定障害福祉サービス事業者等集団指導の実施に併せ、業務管理体制の整備に関する届出の内容や、その運用状況を確認するため、堺市指定障害福祉サービス事業者等業務管理体制確認検査実施要領に基づき、平成３０年度又は令和元年度に事業の新規指定又は指定更新を受けた事業者（法人）に対し、業務管理体制に係る一般検査を実施します。

※堺市ホームページ（https://www.city.sakai.lg.jp/）右上の検索ボックスに「障害福祉サービス」で検索⇒「障害福祉サービス事業者指定・実地指導」⇒「集団指導について」⇒「令和５年度　指定障害福祉サービス事業者等集団指導及び業務管理体制に係る一般検査の実施について（※）」を参照してください。

記

１　提出書類

①指定障害福祉サービス事業者等集団指導

(1) 自己点検シート（全事業所）
(2) 重要事項説明書・運営規程確認表（全事業所）
(3) 虐待防止に関するチェックリスト（全事業所）
(4) 身体拘束等の適正化に関するチェックリスト（対象事業所は以下のとおり※）

※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、共同生活援助、障害者支援施設、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型

②業務管理体制に係る一般検査

障害者総合支援法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書（第１号様式）

２　提出期限及び提出方法

○令和５年１０月３１日（火）１７時３０分

※堺市電子申請システムにより提出してください（**初めて本システムを利用する場合は、利用者登録が必要**）。

〇リンク先:
https://lgpos.task-asp.net/cu/271403/ea/residents/procedures/apply/78879044-6f9b-4dcc-95e5-a79576905d49/start

※上記リンク先アドレスにアクセスし、提出書類を提出してください。なお、アクセス可能期間は、令和５年１０月２日９時から１０月３１日１７時３０分までですので、注意してください。
※電子申請システムの利用者登録に関する質問にはお答えいたしかねます。電子申請システムの「ヘルプ」又は「よくあるご質問」を確認の上、御利用ください。
※現時点でメールアドレスの届出がない事業所へは郵送で通知していますが、書類については電子申請システムにより提出してください。また、今後の各種通知を受け取るためにメールアドレスを作成の上、当課へ変更届出書を届け出てください。

問合せ先:堺市健康福祉局障害福祉部　障害福祉サービス課　事業者係
TEL:072-228-7510　FAX:072-228-8918
MAIL:jigyo-shosui@city.sakai.lg.jp